

広報

あち

4月

2006 APRIL No.180



伍和保育所の入所式

主な内容

平成18年度予算について…………… 2～5P
「信州あち おたっしゃプラン21」を改訂しました… 6～7P
村の事業にご意見を頂きました……………10P
情報化事業サービスについて……………15P
村長3月定例議会あいさつ…………… (差し込み)

入所おめでとう

4月4日に村内各保育所において入所式が行われました。今年は6つの保育所に合計51名の新しいお友達が入所しました。

私たちの村(4/1現在) 人口6,630人 男3,200人 女3,430人 世帯2,081戸

●阿智村のホームページ
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

住んでいてよかった 住み続けたい
住んでいることに誇りの持てる村をめざして

新阿智村

平成18年度当初予算

一般会計予算の総額は、四二億九三〇〇万円となり、旧阿智村・旧浪合村の前年度当初予算の合計と比較して、九〇〇〇万円（二・一％）の増、特別会計を含めた総額は七〇億七二〇〇万円と、約一億八〇〇〇万円（二・六％）の増となりました。

合併効果により人件費・物件費など経常的経費は圧縮されており、その効果を重点施策、必要なところに集中的に投資しました。

歳入では、地方交付税、国庫補助金を削減し、財源を地方に移譲するという「三位一体の改革」により、交付税、補助金は大きく減額となっています。一方、村税、譲与税等により地方に移譲される額はわずかで、さらに厳しい財政運営を強いられています。しかし、合併効果による経常的経費の削減、合併特例債・過疎債等の有利な起債、補助金の活用により大型事業が可能となり、緊急課題に取り組みます。

歳出では、園原の里・東山道整備事業、村道整備、定住促進住宅（浪合地区）、第一小学校耐震補強工事等の大型事業により普通建設事業（ハード事業）が大幅に伸びています。

一方、人件費は特別職（旧浪合村の村長と教育長、阿智村助役）一般職（七名）の退職不補充、昨年引き続き議員報酬・特別職給与の減額等により前年比約一億円の減額となっています。消耗品・光熱水費・委託

料などの物件費では阿智ケーブルテレビ事業がサービス開始されるなど増加要因があるものの、浪合支所費など大幅な減額となりました。また、公債費（借金の返済）は、九億八七八五万円（前年比二五五六万円、二・五％の減）となり、既に残高償還額ともにピークを過ぎています。

特別会計の、▼水道事業では老朽化した伍和浄水場配水池増設工事、園原簡水削井工事等により一億一〇〇〇万円余の増額となっています。

▼下水道事業では、農業集落排水事業（浪合・大野地区）別に処理するよう新たな特別会計を設けました。

▼介護保険では、老人福祉で行っていた事業を介護保険の中で行うよう事業の整理、見直しを行い五四〇〇万円余の増額となりました。

▼国民健康保険（直営診療施設）では、浪合診療所に胃力メラ（一〇六七万円）を設置します。

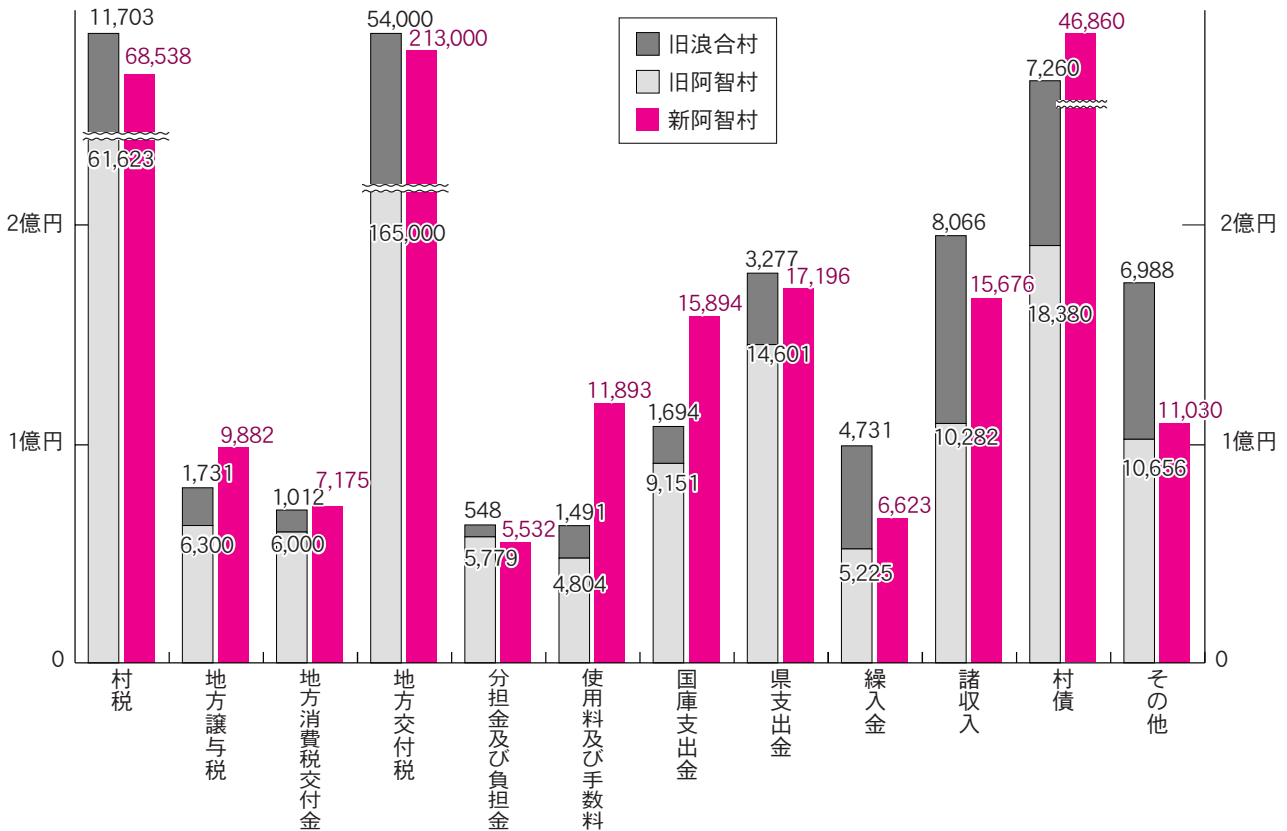
平成18年度予算の概要

(単位:万円)

会計区分	18年度 予算額	17年度予算額			予算の 比較	前年比 (%)	
		旧阿智村	旧浪合村	計			
一般会計	42億9,300	31億7,800	10億2,500	42億300	9,000	102.1	
特別会計	温泉事業	3,770	1億870		1億870	△ 7,100	34.7
	国民健康保険事業	4億6,297	3億9,511	7,668	4億7,179	△ 882	98.1
	国民健康保険直診	8,386	492	5,741	6,233	2,153	134.5
	老人保健医療	7億8,709	7億642	1億604	8億1,246	△ 2,537	96.9
	水道事業	3億6,846	2億512	5,272	2億5,784	11,062	142.9
	下水道事業	3億7,335	3億7,017	7,237	4億4,254	△ 6,919	84.4
	農業集落排水	8,005			0	8,005	皆増
	介護保険	5億8,552	4億5,794	7,350	5億3,144	5,408	110.2
特別会計合計	27億7,900	22億4,838	4億3,872	26億8,710	9,190	103.4	
総合計	70億7,200	54億2,638	14億6,372	68億9,010	1億8,190	102.6	

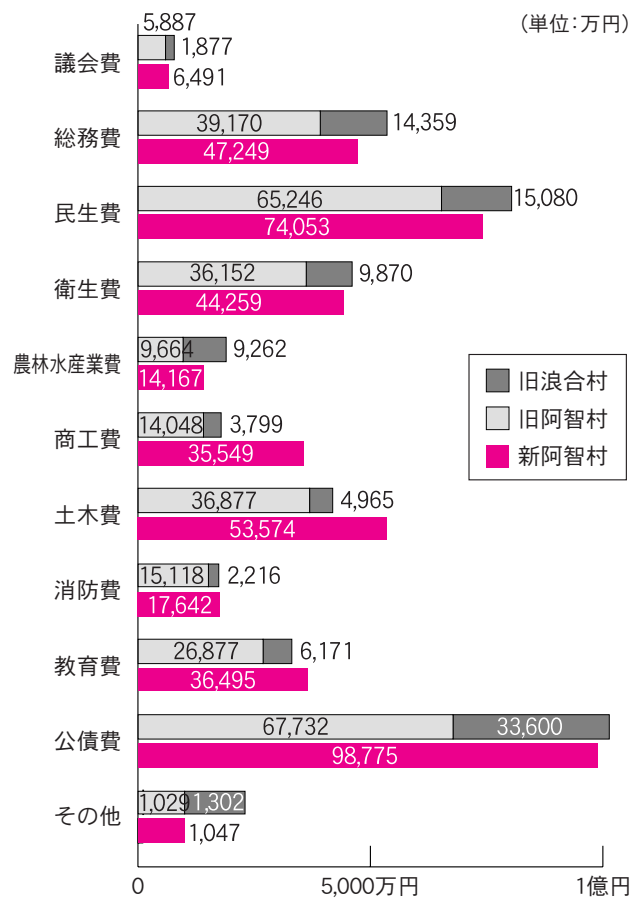
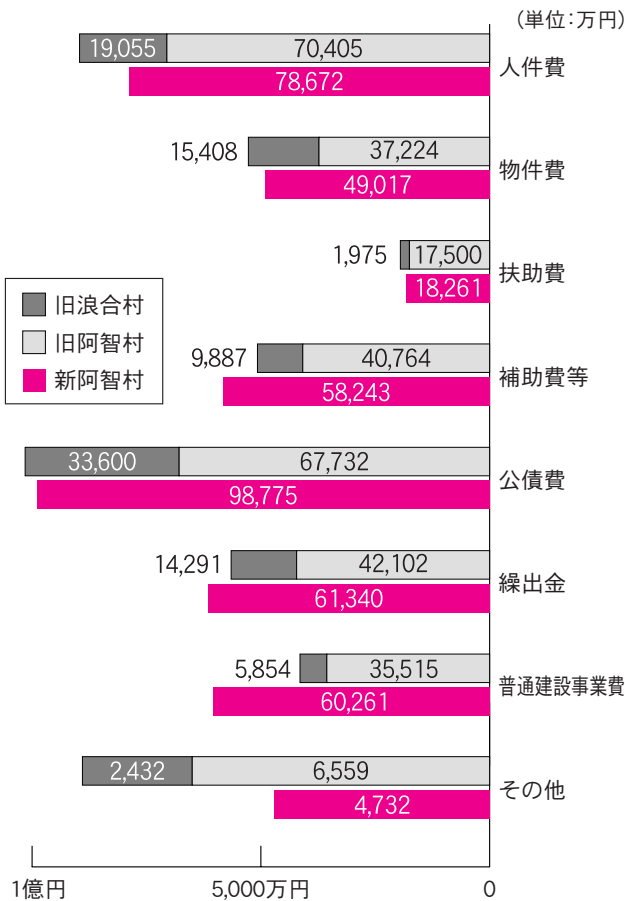
平成18年度予算の概要（歳入）

(単位:万円)



平成18年度予算の概要(歳出) [性質別]

平成18年度予算の概要(歳出) [目的別]



平成18年度の 主な事業

産業振興 (村内経済の活性化)

①観光協会補助金

(二、七六七万円)

昼神温泉郷を中心とした交流人口の拡大を目指します。観光客を受け入れるソフト整備、積極的な情報発信を行います。

②昼神まちづくり支援事業

(一、九〇〇万円)

昼神ではまちづくり委員会が組織され、主体的に振興策を検討するなかで、快適な空間づくりとして植栽を行ない、また地域めぐりバスの運行と地元食材の活用を行います。

③園原の里・東山道整備事業

(一億五、〇〇〇万円)

園原の歴史、遺物を展示・案内するセンター的施設の建設をします。

④治部坂別荘内道路改修事業

(一、〇〇〇万円)

老朽化している別荘内の道路舗装と側溝整備を行います。

⑤旅行業取得事業

(一、一〇〇万円)

昼神温泉発の企画・事業実施のための旅行業を取得します。

子育て支援・ 若者定住対策

《子育て支援》

①保育料の軽減

(五五〇万円)

保育料を約一五％軽減します。

②特別保育の充実

(一、〇九二万円)

未満児・一時・延長・障害児保育の充実を図ります。

③環境整備 駒場保育所プール

浄化槽取替え (二六五万円)

《教育の充実》

①学力の定着 第一小学校・中学校へ村費教員の加配

(六九五万円)

②コミュニティ・スクールの実現 (二〇〇万円)

第三小学校で教育シンポジウム開催

③教育環境の整備

第一小学校 耐震補強工事 (九、〇四一万円)

浪合小学校 放送設備更新 (一八九万円)

学校給食・焼き物機の更新 (二七二万円)

④阿智中学校改築研究委員会(仮称)の設置 (一五万円)

《児童福祉》

①児童手当支給事業 (三、一四二万円)

対象児童が小学校六年生まで拡大されます。

《若者定住対策》

①若者定住住宅新増改築等支援金 (一、五〇〇万円)

村内へ定住するための住宅の新増改築、住宅用地・空き家を取得する者に対して支援します。満四〇歳以下、住宅新築一〇〇万円、用地取得一〇〇万円を限度とする。

②分譲住宅地造成事業 (五、〇〇〇万円)

若者の定住促進のため、分譲住宅地の取得・造成を行います。

③定住促進住宅建設事業 (三、〇〇〇万円)

定住促進のための住宅の建設を行います。(浪合地区)

④村営住宅、教員住宅の水洗化 (二、六〇〇万円)

《文化財》

①文化財保管施設整備 (二〇〇万円)

旧信用金庫駒場支店を活用します。

《その他》

①山村留学推進事業 (一、二五三万円)

②遊学館運営費補助 (二六〇万円)

③隠岐の島交流事業 (八八万円)

自治会・住民の 自主的活動への支援

①自治会活動支援金

(七九三万円)

自治会活動の経費に対し、均等割・世帯割・人口割等で七自治会へ総額四九三万円。さらに一七年度からもつけた、モデルとなる個別の事業に対

し総額三〇〇万円の支援を行います。

②村づくり委員会事業補助金 (一〇〇万円)

住民の自主的な活動、学習、研究に補助します。

③浪合振興補助金 (一〇〇万円)

旧浪合村で村が主体的に取り組んできた各種行事、伝統文化保存、活動補助などのサービスを一定水準維持するための補助を行います。

○その他の主な事業

《健康づくり》

①水中運動による健康づくり事業 (一、七六八万円)

青壮年の生活習慣病予防、高齢者の転倒予防をねらいとして実施します。

②各種検診事業の充実 (九五〇万円)

がんや生活習慣病等の早期発見、早期治療につながるようがん検診、基本健診等を充実します。

《高齢者対策》

①自立生活支援(包括支援センター事業) (四、九六七万円)

地域福祉の総合窓口として横断的、

効果的な支援を行えるよう、また介護予防ができるよう支援を行います。

②介護扶助金交付事業 (二五〇万円)

村単独事業として、介護保険サービス利用に関わる自己負担に対し、利用者の収入に応じて扶助します。

《行政・企画》

①行政監察員制度の創設 (二八万円)

行政のチェックにあたる監査制度の充実のため、村独自の行政監察員を新設します。

②浪合振興協議会の設置 (一五万円)

浪合地区の観光施設の運営方法、治部坂の再開発など、浪合地区の振興策について具体的な提案をしていただきます。

③阿智地区CATV運営事業 (六、一八八万円)

ケーブルテレビ、インターネット、多チャンネル放送等のサービスを開始します。現在の加入者数は、ケーブルテレビが約一、六〇〇世帯、インターネットが約七〇〇世帯となっています。

④浪合地区CATV運営事業

(一、〇七三万円)

浪合地区では一六年度より飯田ケーブルテレビのサービスが行われています。

《診療所運営事業》

伍和・智里東・智里西診療所の運営を引き続き行います。

浪合診療所に胃力メラを設置します。

《農林業》

①新規就農者、帰農者、振興作物栽培者などへの補助 (一四二万円)

新規栽培者への補助、モデル施設への補助、雨よけ施設への補助など。

②中山間直接支払事業 (一、四一八万円)

一八団地で八四ヘクタールの計画をしています。

③中山間地域総合整備事業負担金 (一、九五〇万円)

駒場大井・恩田井等水路五本、防火貯水槽の設置に対する負担金です。

④有害鳥獣対策 (八二二万円)

鳥獣捕獲、捕獲檻の設置への補助。

⑤元気な地域づくり事業 (三、九七一万円)

水路改修を四力所予定しています。

⑥有機活用農業の振興 (三六〇万円)

土壌診断補助、農業指導アドバイザーの設置をします。

⑦緑のふるさと協力隊 (二三五万円)

農林業に興味のある都会の若者を受け入れ、情報発信を行います。

《生活環境の整備》

①下水道の整備 (八、八〇〇万円)

引き続き伍和地区を中心に下水道管の布設を行います。

備中原・丈六原・古料の村営住宅と教員住宅を水洗化します。

②合併処理浄化槽の設置 (四、一五〇万円)

引き続き合併処理浄化槽の設置を行います。(三二基予定)

③水道施設の整備 (一億一、九〇〇万円)

安定した水道水の供給と災害時に備え、伍和浄水場に配水池の増設と原簡易水道の水源確保を行います。

④村道の整備 (六、九〇〇万円)

三速南信取付道路、園原と濃間の村道整備を予定しています。

阿智村の介護保険と高齢者保健福祉充実のため

「信州あち おたっしゃプラン21」を改訂しました

昨年村では、平成18年4月施行の改正介護保険法と浪合村との合併という大きな変化を踏まえて、計画策定懇話会及び議会を中心に検討を重ね、新阿智村の介護保険と高齢者保健福祉に関する計画「信州あち おたっしゃプラン21」として改訂しました。この計画において、村民の皆さんが各々の地域でその方なりの方法で、その方らしい自立した暮らしを続けられるための施策、地域づくり等を実施する事により、高齢者保健福祉施策・介護保険事業について多面的、総合的な村づくりをめざします。その中の主な内容についてお知らせいたします。

★ 介護保険料基準月額が **4,103円** に決まりました

介護保険事業のこれまでの実績等から、平成18年度から平成20年度の3年間に提供される介護サービス費用の見込みを算出し決定いたしました。

なお個別の介護保険料額については、それぞれに世帯状況、住民税、収入等により下表のとおり7段階に分かれます。

【平成18年度から平成20年度の所得段階別介護保険料年額】

所得段階	標準的な対象者	保険料率	介護保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税の者	基準額×0.5	24,600円
第2段階	世帯員全員が住民税非課税者で本人の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.65	32,000円
第3段階	世帯員全員が住民税非課税者で本人の合計所得+課税年金収入額が80万円以上の者	基準額×0.75	36,900円
第4段階	本人が住民税非課税の者	基準額	49,200円
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の者	基準額×1.25	61,500円
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.5	73,800円
第7段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が400万円以上の者	基準額×1.75	86,100円

※ 個人ごとの介護保険料額については、平成18年度の住民税が決定するまでは暫定的な額を納めていただき、住民税が決定し次第再度計算することとなります。個人ごとの保険料額については、別途ご通知いたします。

※ 介護保険料の所得段階が、税制改正により住民税非課税から課税となり、保険料の段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増を避けるため、平成18年度と平成19年度の2年間激変緩和措置が行われます。対象となる方については、別途通知にてお知らせいたします。

★各地区で「おたっしゃかい」がはじまります

「信州あち おたっしゃプラン 21」では、介護保険料の高騰を防ぐためにも ～いつまでもおたっしゃで～を課題として介護予防活動に重点的に取り組むこととしました。その具体的な取り組みのひとつとして、これまでの「生きがいデイ」の内容を充実し「おたっしゃかい」と名称を改めて、村内各地区で行ないます。

大勢のみなさまに是非ご参加いただき、参加されたみなさまの声や、地域のみなさまの声をお聞きし、それぞれの地域、みなさま一人ひとりにあった取り組みにしていきます。

いつ・どこで・どんなことをやるの・・・？

地区	場所	実施日(曜日)
春日	中関高齢者生きがいセンター	月・水
駒場	阿智村保健センター	金
伍和	伍和高齢者生きがいセンター	火・金
智里東	計画中	
智里西		
浪合	えんばな	火・木
横川	横川集会所	月1回

おたっしゃメニュー

- ・大腰筋体操 ・栄養のはなし
- ・食事の工夫(簡単メニュー調理実習)
- ・口の衛生、歯のはなし ・杖の使い方 ・ストレッチ
- ・起き上がりなど生活動作の方法 ・操体法 ・回想法
- ・おしゃれ教室 ・鍼灸マッサージ ・季節の行事

など

※駒場地区は、リハビリ教室の継続で個別のリハビリ指導を重点的に行います。

利用料：1,000円

- ・参加を希望される方は、阿智村自立生活支援センターへご連絡ください。
- ・おたっしゃかいをとおして、自治会との連携、多世代交流やボランティア育成など地域との連携をとっていきたいとも考えています。住民のみなさまからのご意見もお聞かせください。

★「阿智村自立生活支援センター」を設置しました

これまでの在宅介護支援センターの機能を充実し、自立生活支援センターを役場に設置しました。センターでは高齢者、障害者を対象に、生活に関する心配ごとについての総合相談窓口としてご相談に応じます。また、ご自宅に訪問したり、地域にも出かけてご相談も致します。

まずは、お気軽にお電話ください。

【自立生活支援センター業務内容】

- 総合相談窓口(保健・福祉・医療・障害・生活)
- 介護予防のケアプランの作成
- 人権や財産を守る権利擁護・成年後見制度等に関する相談
- 地域の福祉ネットワークづくり
- 自治会、団体、グループでの地域福祉への取り組みの支援
- 介護支援専門員や地域で福祉に携わる方の相談
- 障害をおもちの方の地域生活に関する相談 などなど



★ 連絡先 ★

阿智村自立生活支援センター
阿智村役場民生課

電話：45-1140 (24時間対応)
電話：43-2220

忘れないで!!国民健康保険の届け出

国民健康保険（以下国保といいます）の届け出は、被保険者の皆様に行って頂くようになっていきます。下記のようなときは、必要な物を持って14日以内に役場民生課まで届け出をしましょう。

●国保に加入するときはどんなとき？

こんなとき	届け出に必要な物
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
他の健康保険を脱退したとき	他の健康保険を脱退した証明書、印鑑 年金手帳
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
国保の被保険者の方に子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

●国保を脱退するときはどんなとき？

こんなとき	届け出に必要な物
他の市区町村へ転出したとき	保険証、印鑑
他の健康保険に加入したとき	国保と他の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑、年金手帳
他の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
外国籍の人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書

●他にはどんな届け出があるの？

こんなとき	届け出に必要な物
退職者医療制度の該当、非該当となったとき	年金証書又は厚生年金の加入期間を証明するもの、保険証、印鑑
住所・世帯主・氏名等が変わったとき	保険証、印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、印鑑
保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証（汚れてしまったもの）、印鑑
長期出張・旅行などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印鑑
修学のため、別に住所をさだめるとき	保険証、在学証明書、印鑑
交通事故にあったとき	保険証、印鑑、事故証明書

示談をされる前に
国保担当にご相談下さい。

福祉医療給付事業を充実しました

● 福祉医療費が中学生の外来も無料になりました

昨年度より小学生と中学生の入院の医療費について福祉医療費の対象としてきましたが、平成18年4月1日より中学生は外来も無料（レセプト代(300円)を除く）になりました。

中学生の対象の方には既に通知を送付してありますので、受給者証の申請をされていない方は早めに手続きをして下さい。

● 精神32条該当者も引続き、福祉医療費の対象です

精神通院医療費公費負担制度（旧精神32条）該当者に対し、これまで自己負担分（5%分）を福祉医療費の対象としてきました。18年度からの障害者自立支援法施行により自立支援医療に統合され自己負担分が1割となりましたが、18年度以降も継続して福祉医療の対象といたします。

福祉医療費に関するお問い合わせ先 役場民生課 保健係 ☎43-2220

平成18年度村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼 をいただいている 方のみ	税金等の種類 ※（ ）内は納期限					
		村県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)	
						普通徴収 注1	特別徴収 注2
4月	4月25日(火)						4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金支給時に天引きとなります。
5月	5月25日(木)		1期(5/31)	1期(5/31)	1期(5/31)	1期(5/31)	
6月	6月26日(月)	1期(6/30)			2期(6/30)	2期(6/30)	
7月	7月25日(火)		2期(7/31)		3期(7/31)	3期(7/31)	
8月	8月25日(金)	2期(8/31)			4期(8/31)	4期(8/31)	
9月	9月25日(月)		3期(10/2)		5期(10/2)	5期(10/2)	
10月	10月25日(水)	3期(10/31)			6期(10/31)	6期(10/31)	
11月	11月27日(月)				7期(11/30)	7期(11/30)	
12月	12月20日(水)		4期(12/25)		8期(1/4)	8期(1/4)	
1月	1月25日(木)	4期(1/31)			9期(1/31)	9期(1/31)	
2月	2月26日(月)				10期(2/28)	10期(2/28)	
3月	3月26日(月)						

※口座振替の日に残高不足等で振替ができなかった方については、翌月の5日（休日の場合は翌営業日）に再振替をさせていただきます。

村の事業にご意見をいただきました

村では、住民要望に対応した簡素で効率的な村政実現のため、住民の皆さんに村の事業を評価して頂く、「行政評価検討委員会」を行っています。十七年度は、各自治会から推薦された六名、村から委嘱した四名、合わせて十名の皆さんにお願いしました。仕事を終えた後の夜間、熱心な中身の濃いご審議を頂きました。委員会の主な意見をお知らせします。事業評価の詳細については、役場総務課までお問い合わせ下さい。

平成18年2月

●事務事業評価について

事業名	行政評価検討委員会の意見等
議会だより・広報発行事業	広報説明会の対応が部落によりマチマチであり、議会だよりを村広報と一緒に発行し説明の場を設けるなど工夫が必要と考える。又、議会だよりは議会活動の一環であり、公費での発行は一考を要する。
巡回バス運行事業	空車での運行を目にするが、バスだけではなくワゴンタイプを利用しての運行などきめ細かなサービスが望まれる。又、100円の利用料金については、利用者の声も聞かなかで値上げの方向で検討が必要と考える。
老人福祉施設入所措置費	制度の改正により施設の入所費用負担が高額となり、退所しなければならない状況がでてきている。地域でのグループホーム、集団生活の支援が必要である。
生きがいデイサービス事業	生きがいデイの利用者の多くがお風呂を楽しみに参加している。2カ所を5カ所に増やす計画のようであるが、5カ所のデイ運営はコストからみて大変ではないか。
水中運動教室	水中運動は確かに効果がある。そのためにも効果をアピールし、一人でも多くの人に参加してもらおう、そのことによってコストも抑えられてくる。温泉の効用で医療費減につなげたいが、村民の昼神利用は少ない。利用増を図る手段はないか。
診療所運営事業	浪合診療所が加わり村内四カ所の診療所となった。現在財政的な措置がされてはいるが、根本的な医療体制を考え直す時期にきている。
農業委員会事業	耕地面積、農業生産額などの数値からすると、周辺町村と比べ農業委員数が多く、次期改選時での見直しが必要である。又、全村的な農業振興の取り組みへ農業委員がもっと積極的に参加してほしい。
昼神環境整備事業	村の昼神への直接の取り組みを、民間へ方向に変えていきたいようであるがどうなのか。鶴巻荘にしても今後の方向付けはまだ出来ていないが、鶴巻荘には存在意義が十分あるのでは。
史跡公園整備事業	園原の里を昼神と並ぶ観光の柱とするなら、統一看板など案内標識の工夫が必要では。現地がよくわからない。
花桃の里づくり事業	「花桃祭り」での駐車場料金の徴収はどうなのか。又、観光地として車いすの方をはじめ、来てくださった方へのきめ細かな配慮が必要ではないか。
熊谷元一写真賞コンクール	応募総数846点中、村内からの応募が僅か10点しかない。又、デジカメ写真の可否も今後の課題である。人物を焦点としたテーマが多いが、今後はプライバシー等から人物撮影が難しくなるのでは。ヘブンスで「花」テーマのコンクールをしているが、観光面に絡めホームページ等を利用した情報発信を考えては。
子育て支援について	少子化のなか、村の維持のため子育てには十分な公費を投入してほしい。
その他	村の振興のためには全国への情報発信が重要であり、「関東阿智村人会」のような組織を、中京、関西にも設立することができないか。今後はネットワークが鍵となってくるのでは。



会長 田中 里司 (自治会)
 副会長 原 拓伸 (自治会)
 原 良久 (自治会)
 小林 久西 (自治会)
 園原 正平 (自治会)
 原 英世 (自治会)
 原 浩継 (自治会)
 倉田 和美 (自治会)
 米澤 則久 (自治会)
 原 みさえ (自治会)
 熊谷美由紀 (自治会)

戸 沢 (自治会)
 大 鹿 (自治会)
 中 関 上 (自治会)
 七 久 里 (自治会)
 本 谷 中 央 (自治会)

行政評価検討
委員会委員

農業委員会からのお知らせ

農地を転用するとは

農地を住宅、工場、駐車場、山林などの用地に転換することや、資材置き場として利用するなど農地を耕作の目的以外に利用することを言います。

許可なく転用したら

農地法の許可を受けずに無断転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、**工事の中止や、原状回復等の命令**がなされる場合があります。(農地法第八十三条の二) また、**三年以下の懲役や、一〇〇万円以下の罰金**という罰則の適用もあります。(農地法第九十二条)

転用については 事前にご相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員又は、農業委員会事務局までご相談ください。

なお、転用予定地が農振法の農用地区域内(青地)にある場合は、農振除外の手続きにより農用地から外さなければなりません。審議会は年二回程度開催されますが、その前月末が締め切りとなっています。審議会への開催については不定期です。

申請の前に、農業委員会事務局において農用地区域の確認及び、審議会の開催について確認をしてください。(二〇〇㎡未満の農業用施設として転用する場合や、農道や用排水路等に転用する場合は、許可は不要ですが届出は必要です。)

農地の貸借について

農地を農地として貸し借り(使用貸借権・賃貸借権等権利の移転・設定)する場合にも、許可・届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。(農地法第二条他)

申請書受付締切は、
毎月十五日です。

遊休農地をなくそう

年に一度は耕起し、耕作放棄地にならないようにしましょう。草刈りは、農地所有者の最低限のエチケットです。

また、「農地を管理できないので貸したい」という方や、「貸したい農地はあるけど離作料や補償の問題が……」という方は農業基盤強化法

による利用権の設定をお勧めします。
この制度の特徴は、

- ① 手続きが簡単。(農地法による)
 - ② 貸しても耕作権がつかない。
 - ③ 期限がくれば離作料を払うことなく必ず返ってきます(自動更新はありません)。
 - ④ やむを得ない事情が生じた場合、中途解約も出来ます。
 - ⑤ 村外に住んでいる方にも貸付できます。
- 農業委員会では農地の紹介、あっせんを行っています。

利用権に関する詳細については、農業委員会事務局(ふるさと整備課内)までお問い合わせください。

下限(別段)面積について

農地を取得する際には必要な下限面積(五〇アール)を確保する必要があります。しかしながら、村内で一定条件を満たす地区は、下限面積とは別に必要な耕作面積を定めています。平成十六年四月一日より、旧合村は二〇アール(取得する農地も含めて)となっています。

人事異動

〈平成十八年四月一日〉

村職員等 () 内は旧任

【総務課】

▽小笠原 寛 (民生課) ▽田中清隆 (出納室)

【民生課】

▽福祉係長 塩澤英明 (民生課浪合支所) ▽征矢佐賀美 (総務課)

▽石原哲成 (ふるさと整備課)

▽専門幹 平沢礼子 (県派遣)

【ふるさと整備課】

▽営農支援センター長 河合隆文

(経済活性化課産業支援係長) ▽水道係長兼下水道係長 佐々木博司 (水道係長)

▽浪合支所 近藤忠雄 (経済活性化課)

▽近藤和仁 (民生課)

▽長谷川恵一 (経済活性化課) ▽小松剛 (民生課)

▽技査 上久保和芳 (県派遣)

▽経済活性化課

▽菱田直樹 (ふるさと整備課)

【出納室】

▽笹 勝俊 (議会事務局)

【議会事務局】

▽今村 雅 (総務課)

【教育委員会】

▽教育次長 林 茂伸 (民生課福祉係長)

▽総務係長兼学校教育係長 佐々木陽司 (ふるさと整備課下水道係長)

▽兼総務係長兼学校教育係長を解く 子育て支援室長 原

満▽学校給食共同調理場 佐々木信子 (伍和保育所)

▽学校給食共同調理場 柳澤すず (智里西保育所)

▽阿智中学校 林 努(臨時的任用)

【保育所】

春日保育所

▽主任保育士 塩澤喜久子 (浪合保育所)

▽原 俊子 (駒場保育所)

▽久保田和子 (学校給食共同調理場)

▽佐々木静子 (臨時的任用) 駒場保育所

▽桐生由美 (智里東保育所) ▽井原由美 (臨時的任用)

伍和保育所

▽佐々木よう子 (春日保育所)

▽小久保美須寿 (臨時的任用)

智里東保育所

▽主任保育士 島崎真路実 (駒場保育所)

▽熊合好恵 (臨時的任用) 浪合保育所

▽主任保育士 飯嶋直美 (春日保

育所)

▽退職者 (三月三十一日付)

▽勝野八人 (教育長) ▽久保田美佐子 (智里東保育所)

▽小山宣子 (学校給食共同調理場) ▽県派遣 荻

原信彦 (総務課) ▽県派遣 塩沢宏

昭 (総務課) ▽県派遣 小原 繁

(ふるさと整備課)

教職員

△転入▽ () 内は前任地

【第一小学校】

▽山崎 芳實[校長(信大付属長野小学校)]



山崎芳實校長

▽勝山 雅夫(千代小学校) ▽中瀬

洋子(穂高西小学校) ▽奥井 さゆり

(源池小学校) ▽後藤 晶子(千栄小

学校) ▽河合 重子(竜丘小学校) ▽

林 知先(竜丘小学校) ▽藤森 隆子

(泰阜南小学校)

【第二小学校】

▽田中 俊哉(新野小学校) ▽渡邊

美津子(松川北小学校) ▽山本 希光

(白馬北小学校) ▽関口 亜紀子(川

島小学校)

【第三小学校】

▽小林 正幸[教頭](塩尻西小学校)

▽田中 良(龍江小学校) ▽牧内 絵

理(泰阜北小学校) ▽後藤 喜美恵

(山本小学校) ▽久保田 絵美(根羽

小学校)

【阿智中学校】

▽中野 則秋[教頭](県教委事務局

保健厚生課) ▽平澤 和広(飯田東中

学校) ▽和田 拡子(伊那養護学校)

▽松永 泰幸(三岳中学校) ▽山田

晶子(原中学校) ▽酒井 勇(松川中

学校) ▽倉田 利宏(飯田西中学校)

▽森本 美智子(竜東中学校)

【浪合小学校】

▽甲斐 茂人[教頭](中野平中学校)

▽伊藤 章子(松川中央小学校) ▽小

林 順子(小諸東小学校) ▽久保田

康広(浜井場小学校)

【浪合中学校】

▽長沼 正博(松川中学校) ▽五味

都佳佐(福島中学校)

教育委員に

宮嶋加津子さん

教育委員として、宮嶋加津子さん（大鹿、四三歳）が選任されました。任期は平成二〇年九月二〇日までです。



宮嶋加津子さん

行政監察員に

伊藤義成さん

村では収入役を置かない条例を設け、現在は助役も空席になっております。そこで、行政のチェック機能を高めるため、監査委員の補佐的業務を行う、行政監察員の設置を決めましたが、今回浪合の伊藤義成さんが議会の同意を得て任命されました。任期は一九年三月までの一年間となっています。



伊藤義成さん

平成21年5月までに
裁判員制度が
はじまります!

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、有罪かどうかを判断してもらい、有罪の場合には、どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。

長野地方検察庁では、皆さんの現場での研修・セミナー、学校の授業等に赴き、裁判員制度について分かりやすく説明をする姿を提供しております。

また、裁判員制度を題材としたドラマ形式のビデオ（DVD版もあります）があり、長野地方検察庁において無料で貸出を行っております。

詳しくお知りになりたい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

長野地方検察庁企画調査課

長野市長野旭町一〇八

☎〇二六―二三二―〇七四六

長野県内の最低賃金

あっ、そうだ！今年の最賃いくらかな？

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ★なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの、産業別最低賃金が適用されます。	
長野県最低賃金	650円	平成17年 10月1日		
産業別最低賃金	時間額	効力発生日	産業別最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金が適用されるもの	適用除外者及び適用除外業務
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業	752円	平成17年 11月27日	測量器械器具製造業及び理化学器械器具製造業	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部分の組立て又は加工の業務
一般機械器具、自動車・同付属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	763円	平成17年 11月27日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業及び繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）	
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	726円	平成17年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	734円	平成17年 12月31日		

※精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象とはなりません。
お問い合わせは、飯田労働基準監督署 飯田市高羽町6-1-5 ☎0265-22-2635

阿智村消防団

平成十八年度幹部体制

三月十日コミュニティ館において平成十七年度年度末総会が行われました。合併により加わった第七分団も含め、長年にわたり苦勞頂いた二十九名の幹部・団員が退団し、十五名の方に新たに入団頂く中で、団員二七七名で平成十八年度をスタートしました。

活動は火災を始め風水害や心配される東海地震に備えて、進められていきます。生命、財産は、自らで守っていく事を基本に、地域住民の責務として対象年齢で入団されてない方は、ぜひとも消防団へ入団して活動頂きたいと思えます。

また、長年の課題であった女性消防団員についても、今年初めて第三分団に一名入団者があり、一緒に活動して頂く事になりました。更に充実した活動ができる様に、女性消防団員を引き続き募集しています。

▼平成十八年度幹部は次の通り。



団長 園原君彦

- 第1分団長 中島正博
- 第2分団長 神谷正博
- 第3分団長 玉置裕之
- 第4分団長 肥後武明
- 第5分団長 水谷雅博
- 第6分団長 熊谷繁
- 第7分団長 川上悟
- 第1副分団長 佐藤久悟
- 第2副分団長 高坂英之
- 第3副分団長 水上恒之
- 第4副分団長 井上克巳
- 第5副分団長 田中浩
- 第6副分団長 田中憲治
- 第7副分団長 近藤一彦
- 旗手 原正樹
- 本部部长 原祐樹
- 技術部長 片桐久貴
- ラッパ部長 実原宏
- 救護部長 原正樹
- 誘導部長 井原知己



副団長 川上貴弘



副団長 井原敏文

子どもの体力向上実践事業実行委員会より

子どもの体力の現状

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いています。現在の子どもの結果をその親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下まわっています。一方、身長、体重など子どもの体格についても同様に比較すると、逆に親の世代を上回っています。

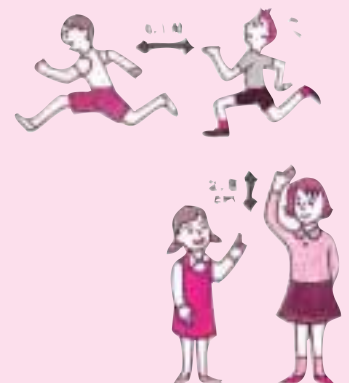
このように体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示しているといえます。また、最近の子ども達は、靴のひもを結べない、スキップができないなど、自分の身体を操作する能力の低下も指摘されています。

子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねません。

身長・基礎的運動能力の比較

	男 子		女 子	
	親の世代	今の子ども達	親の世代	今の子ども達
身長 (cm)	141.9	145.6 (↑3.7)	144.6	147.4 (↑2.8)
50m走 (秒)	8.8	8.9 (↓0.1)	9.1	9.2 (↓0.1)
ソフトボール投げ(m)	34.5	30.2 (↓4.3)	19.8	17.2 (↓2.6)

※親の世代は昭和49年度の11歳(さい)、今の子ども達は平成16年度の11歳(さい)
 ※全国平均値は小数点以下第2位で四捨五入しています。



情報化整備事業 サービスについて

阿智村情報化整備事業サービスにつきましては、一六〇〇世帯を超える皆さんにご加入を頂き、この四月一日から正式サービスを開始しました。

平成十八年度から新たに加入を希望される方の加入金及び工事費についてお知らせします。

情報化事業サービス加入金

(新規転入者・転居者)

五二、七〇〇円が必要で

(ただし、三年間継続して利用され、且つ料金の未払いがない場合、三年を経過した時点で金額を返金いたします。)

光インターネット

接続サービス工事費

五六、一三二円が必要です

新規加入や契約内容の変更、その他のお問い合わせなどは、役場総務課までお問い合わせ下さい。

☎ 四三二二二二〇〇

○情報化整備事業サービスの利用料金の支払い方法（村に支払うもの）

区分	支払月	金額	支払方法			
			NTT電話料金との合算で支払う場合		村からの納付書で支払う場合	
			請求書発行日	支払期限	請求書発行日	支払期限
基本サービス	6・9・12・3月	各1,500円 (月額 500円×3ヶ月分)				
オプションサービス	こみこみプラン	(月額)4,095円	NTT東日本より支払月の27日頃、電話料金の請求書に合算されて請求されます。	請求書発行の翌月の15日	村から支払月の20日頃納付書を送付しますので、役場又は最寄りの金融機関でお支払い下さい。 ※口座振替については、18年度中に対応する予定です。対応し次第お知らせします	支払月の月末まで
	スタンダードプラン	(月額)6,090円 ※スタンダードプランについては、村から3,465円 NTT東日本から2,625円の請求とさせていただきます。詳しくは加入者に通知しますのでご確認ください。				

※支払方法の確認については、オプション工事費の請求に合わせてお知らせさせていただきますのでご確認ください。

○情報化事業サービス料金表

2006.4.1現在

区分	名称 (内容)	利用料(月額)	支払方法	備考
基本サービス	阿智村文字放送サービス 現在お使いのテレビで身近な地域のお知らせ情報が視聴できます。	500円 (NHK受信料は個別にお支払い下さい)	1500円を年4回NTT東日本の電話料金と合算で徴収 ※但し、NHK受信料は別途	・地上波デジタル放送(平成18年10月以降)を視聴する場合は別に、デジタルチューナ(地上波用)が必要。
	県内テレビ放送サービス (アナログ・デジタル※H18.10より) (民放)長野放送・信越放送・テレビ信州・長野朝日放送(NHK:別途受信料が必要) NHK総合・教育			
オプションサービス	BS放送サービス (アナログ・デジタル) 村で代表受信しバススルーで送信します。各戸でチューナー等を用意すればBSの視聴が可能です(別途、NHK受信料や有料チャンネルを希望する場合は契約や視聴料が必要です)。	◇NHK BS1、BS2、BSi カラー契約+945円 ◇WOWOW 2,415円 ※加入料が別途必要 ◇スター・チャンネル(デジタルのみ) 1,800円 ※加入料が別途必要	・それぞれ、加入した業者ごとに支払	・視聴するための契約は、各社ごと必要になります。 ・視聴するためには、BSチューナー(アナログ用、デジタル用)が必要。
	多チャンネルサービス (ピカパー!) オプティキャスト社(光ファイバー、CATV網を利用した映像配信業者)の、多チャンネルサービスが利用できます。 これは、スカイ・パーフェクトVとほぼ同等の約170chから好きな番組を契約し視聴できます。	1台目 2,825円 (基本料+STBレンタル料+ベーシックバック料金) 2台目 1,775円 (基本料+STBレンタル料+ベーシックバック料金) ※加入金が別途必要(希望する場合)	・オプティキャスト社に支払	・視聴するためには、分配器が各自必要
	光インターネット接続サービス 《こみこみプラン》 プロバイダ固定でフレッツサービスが利用できませんが、安価に光インターネット接続サービスが利用できます。 《スタンダードプラン》 プロバイダの選択が可能。さらにフレッツサービスが利用できます。(Bフレッツと同様のサービスです。)	◇こみこみプラン 4,095円 ※インターネット接続にはぶららを利用 ※メールやIPフォンについては、ぶららのサービスを利用。 ◇スタンダードプラン 6,090円 ※別途プロバイダ契約が必要	・毎月NTT東日本電話料金との合算で徴収 ・スタンダードプランの場合、プロバイダ料が別途必要	・こみこみプランでメール・IPフォンを利用する場合は、ぶららの「M-Extra」サービスに契約が必要(基本料無料) ・IPフォンを利用する場合は別途ルータが必要 (WebCasterV100/WebCasterV110)

●料金は全て1契約または1回線の料金です(税込み)。

「緑のふるさと協力隊」

一年間阿智村で活動します。

特定非営利活動法人 地球緑化センターの地域貢献事業「緑のふるさと協力隊」の若者がやってきました。これは市町村の受け入れにより、都市に住む若者を山村に一年間滞在させる制度で、農作業や林業、地域行事やお祭りの手伝いなど日常生活では得られない社会貢献や暮らしの体験を通じて、自分自信の生き方を見つめ地域の方たちと交流し、都市の若者ならではの視点で阿智村の良いところ、食文化や地域の宝を再発見してもらい、都市に向け情報発信し、交流人口を増やすことを目的としています。

なお、農作業などで協力を依頼したい方は、阿智村営農支援センター（☎四五二二二三〇）までご相談下さい。

村内で協力隊を見かけましたら、暖かくお声をかけをお願いします。

はじめまして、阿智村のみなさん。

「緑のふるさと協力隊」として一年



青木洋典さん

中関の教員住宅に住みます。

埼玉県出身

歳 東京農業大学を今春卒業。

昭和五十九年生まれ 二十二

青木 洋典（あおき ひろのり）

間お世話になります。青木洋典です。農業の場、林業の場、お祭りなどイベントの場、生活の場など、阿智村のいろいろな場所でお目にかかれると思います。

一人暮らしも初めてで慣れるまで不安な部分もありますが、それ以上に楽しんで充実した阿智村での生活を送っていきたいと思います。これからの一年間よろしく願います。（青木）

下水道の供用開始と接続について

平成十七年度 特定環境保全公共下水道の管渠工事が完了し、会地処理区の一部が四月一日より供用開始され、下水道への接続が可能となりました。

●新たに供用開始した地区は、次のとおりです。

▼伍和地区

古料・備中原・丸山の一部

下水道は、皆様の下水道使用料によって維持管理がされています。公共水域の水質保全、また下水道経営健全化のために、早急な下水道接続をお願いします。

今回供用開始となった、地区にお住まいの皆さんは、受益者分担金の納入が必要になります。

区分	受益者分担金	
専用住宅	400,000円	
事業用施設等	村営水道加入口径別金額	
	13mm	400,000円
	20mm	500,000円
	25mm	750,000円
	30mm	1,250,000円
	40mm	2,250,000円
50mm	3,750,000円	

納入金額につきましては、一戸あたり四十万円です。（事業用施設等は、上水道加入口径により上記の表のとおりとなります。）納入方法につきましては、納付書を送付させていただきますので、早めの納入にご協力をお願いします。また、申請により一年以内での分割納入が可能です。

合併処理浄化槽の設置について

村では全村水洗化をめざして、平成十八年度に浄化槽区域において合併処理浄化槽三十二基の設置を予定しています。

該当区域の部落長さんを通じて今年度設置予定の希望をとりまとめますので、設置を予定されている方は五月末までにお申し込み下さい。

また、五月末までに設置予定が無くして申し込みできなかった方でも、追加で申し込み出来ますので、計画された時点で役場ふるさと整備課までご連絡下さい。

保育所では新しいお友達作りが始まりました。

年長さんは、体をいっぱい使って友達と遊び、小さなお友達の手をひいたり一緒に遊んだりすることを楽しみにしています。年中さんは自分の好きな遊びをみつけて一人、二人と友達を広めていきます。年少さんは担任や友達と親しくなり少しずつ興味を広げていきます。

家庭・保育所・地域のつながりの中で、豊かな子育て環境づくりを進めていきたいと思います。

18年度保育所入所状況

保育所名	未満児	年少児	年中児	年長児	計
春日保育所	13	11	12	11	47
駒場保育所	13	11	13	9	46
伍和保育所		14	16	11	41
智里東保育所		9	11	11	31
智里西保育所		3	7	7	17
浪合保育所	6	3	6	8	24
計	32	51	68	56	199

*春日・駒場・浪合で未満児保育と一時保育を実施
*春日・駒場の延長保育
7:30～19:00
浪合の延長保育
7:30～18:00



智里西保育所入所式

両親教室「かるがも教室」を行っています

かるがも家族のように「仲むつまじい家族」という願いから「かるがも教室」と名づけ、妊娠6ヶ月以降の妊婦さんとそのご主人を対象に子育てのための教室を行っています。

助産師さんを講師にお願いし、ご主人の妊婦体験と妊娠・出産までの母体の様子やお腹の中の赤ちゃんの育ちなどについて学習しています。また、心配事や悩みなどリラックスした雰囲気の中で、和やかな教室で仲間づくりにもつながっています。

2ヶ月（偶数月）に1回を行っています。対象の方にはその都度ご通知しますので、ぜひご出席ください。

【参加された方からの感想】

- ・妊婦体験をして妻の大変さ、辛さを実感した。自分のできることで協力していきたい。
- ・不安はたくさんあるけれど、同じ時期に出産する人がたくさんいて安心した。
- ・主人と一緒に話しを聞いてくれてうれしかった。良い出産に向けて頑張りたい。
- ・主人が子育てに興味をもってくれて良い体験になった。

平成十八年度会員募集!! 総合型文化スポーツクラブチャレンジゆうAchi

「いつでも」だれでも「いつまでも」自分にあつたスポーツや文化活動を小さな子供から高齢者まで自由に楽しむ事の出来るクラブ、チャレンジゆうAchiでは平成十八年度の会員を募集しています。先月各戸配布しましたクラブパンフレットをご覧くださいお早めにお申し込みをお願いします。



書道教室

ちっちゃな一歩が大
きな元氣と健康を生み
出す村民みんなのク
ラブです。ご家族でお
友達で楽しみいっぱいな「チャレンジゆうAchi」の活動にご参加下さい。今年度は新たに陸上を加え二十四のバラエティーに富んだ楽しい講座を用意しました。

クラブ年会費は個人二千円、家族会員（家族何人でも）五千円となります。加入手続きはクラブパンフレット裏面の加入申込書に記入の上ふくまるくんカード（お持ちの方）を持参してクラブ事務所（中央公民館内）へお越し下さい（十七年度会員の皆様も更新手続きが必要となります）。なお、土日については図書室職員にお尋ね下さい。又、事務所に来られない方についてはご相談下さい。

お問い合わせ

チャレンジゆうAchi事務局

☎ 四三二一〇六一



チャレンジゆうAchi 年間スケジュール表

※網掛け・塗りつぶしは実施予定期間

	H18/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H19/1月	2月	3月	定 員
【イベント・体験会】													
ウォーキング体験会													無し
百名山を楽しもう													20名（毎回）
茶会													15名
四季の料理体験会													20名
【教 室】													
水泳教室													20名
基礎トレーニング教室													チャンピオン20名 健康30名
ソフトテニス													30名
さわやかピクス													15名
陸上													20名
中国語													15名
華道教室													10名
【スポーツセミナー】													
ソフトバレー													20名
バトミントン													20名
ウィンターバスケット													20名
ソフトボール(ピッチング)													20名
チャレンジスキー													中級30名 初級30名
楽しいピンポン													20名
【文化セミナー】													
いざいぎ野菜づくり													20名
ガーデニング													20名
剪定教室													20名
書道													20名
陶芸													15名
ソバ打ち													20名
囲碁・将棋													10名（出前講座 随時）

平成17年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るくきれいな選挙の推進のために、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」が行われ、阿智第一小学校の中島南実さんの作品が、長野県小学校の部で3等に入選されました。



入選作品
長野県小学校の部3等



阿智第一小学校
中島南実さん

テーマ
記録写真

「四季のくらし」

四季の中の様々なくらしを記録する

下伊那郡阿智村出身の写真家、熊谷元一氏の功績をたたえ、本年も下記要領にてコンクールを実施いたします。ふるってご応募ください。

応募区分/◎テーマ部門

及びサイズ 一般 - 四ッ切り (ワイド可)
高校生以下 - 2L判

◎阿智村内撮影部門 ※村内在住または村内勤務の方
テーマ自由・年齢不問 (2L~四ッ切り)

応募作品/3年以内に撮影された未発表のもの。カラー・モノクロは問わない。

(テーマ部門) 組写真・デジカメ不可

(阿智村内撮影部門) 組写真不可・デジカメ可

応募枚数/1人5点以内。(入賞はひとり1点のみ)

応募方法/写真の裏に、応募区分・題名・撮影場所・撮影年月日・郵便番号・住所・氏名・年齢(高校生以下は学年)・性別・電話番号を明記した自作の応募票を貼り、下記宛郵送して下さい。(応募票希望者は80円切手を貼った封筒を送付のこと)

〒395-0303

長野県下伊那郡阿智村駒場483番地 阿智村中央公民館内
熊谷元一写真賞コンクール事務局

締め切り **平成18年5月19日(金)** 到着分まで

注意 点/入選作品の著作権は主催者に帰属しフィルム(村内撮影部門についてはフィルムまたはフロッピーディスク)の提出をもとめ、作品の返却はしません。肖像権は応募者の責任で了解を得てください。その他の応募作品も原則として返却しませんが返却希望者は応募カードに(返却希望)と朱書きし、住所・氏名記入の切手つき返信封筒を必ず同封のこと。

賞	テーマ部門	元一写真大賞	1点	10万円	副賞
		阿智村賞	1点	5万円	副賞
		信毎賞	1点	5万円	副賞
		JAみなみ信州賞	1点	5万円	副賞
		優良賞	2点	3万円	副賞
		GOKOKAMERA賞	1点		記念品
		佳作	20点	1万円	副賞
		少年賞(高校生以下の部対象)	5点		記念品 副賞
	阿智村撮影賞	5点		記念品	

審査・発表/平成18年6月上旬主催者選任の審査委員により実施。入選者本人に通知いたします。

表彰/平成18年7月8日(土) 熊谷元一写真童画館にて

主催/阿智村 共催/信濃毎日新聞社 後援/熊谷元一写真保存会・長野県写真連盟

協賛/JAみなみ信州・飯田信用金庫駒場支店・信越放送(株)・GOKOカメラ(株)

お問い合わせ先 阿智村教育委員会 ☎0265-43-2061

第9回

熊谷元一写真賞コンクール作品募集

応募要領



健診をおこなっています

高脂血症、高血圧、糖尿病といっている状態をメタボリック症候
険が高まります。

けなくても…」という頃から気
で発見できます。

はありますが脳卒中を発症してい

特に50代の方は積極的に基本健診

コー検査

勧めします。

働きや、頸部の血管の肥厚な

補助 7,790円)

補助 2,140円)

脳ドック

ック・脳ドックにかかった費
助しています。

ただき、受診後、領収書を役

診、高齢者健診を受けること

にお勧めです。

で受けることができます。

◆基本健診 (20~64歳)

健診内容：計測・腹囲・検尿・血圧・問診・採血・心電図・診察

費用：2,000円 (村補助 4,720円)

日程：8月3日 (木)	智里西公民館
8月4日 (金)	浪合コアホール
8月7日 (月)	智里東公民館
8月8日 (火)	伍和公民館
8月9日 (水)	保健センター
8月10日 (木)	伍和公民館
8月19日 (土)	保健センター
8月21日 (月)	保健センター

○大腸検診：便を採って検査します。

費用：500円 (村補助 970円)

○前立腺検診：血液検査です。

費用：600円 (村補助 1,290円)

○C型肝炎検査：血液検査です。

費用：600円 (村補助 1,290円)

※継続して医療機関にかかっていない人が対象です。

◆高齢者 (65歳以上)

健診内容：計測・検尿・血圧・問診・採血・診察

費用：1,500円 (村補助 3,645円)

日程：8月22日 (火)	智里西公民館
8月23日 (水)	浪合コアホール
8月24日 (木)	智里東公民館
8月25日 (金)	保健センター
8月28日 (月)	伍和公民館
8月29日 (火)	保健センター

○結核検診を同時に行います。

○大腸検診：便を採って検査します。

費用：500円 (村補助 970円)

○前立腺検診：血液検査です。

費用：600円 (村補助 1,290円)

○C型肝炎検査：血液検査です。

費用：600円 (村補助 1,290円)

※継続して医療機関にかかっていない人が対象です。

阿智村ではこのような

◆胃 検 診 (30~69歳)

バリウムを飲んで胃の状態を診ます。

自覚症状のある方、再検査になりがちの方、過去2年間要精密検査の方は医療機関で受けてください。

40代の方は、胃カメラを受けることができます。

費 用：1,500円 (村補助 2,700円)

日 程：6月8日 (木)	伍和公民館
6月9日 (金)	智里西公民館
6月12日 (月)	智里東公民館
6月13日 (火)	浪合コアホール
6月15日 (木)	保健センター
6月16日 (金)	保健センター

◆子宮がん検診 (20~69歳)

費 用：1,000円 (村補助 2,150円)

◆乳がん検診 (30~69歳)

マンモ (レントゲン) 検診は40~50代 視触診は30代、60代

費 用：マンモ 2,000円 (村補助 4,300円)

視触診 800円 (村補助 1,825円)

◆結核検診と血圧測定 (65歳以上)

年に一度は検診を受けるよう、結核予防法で定められています。

費 用：無 料

○高齢者健診で受けられなかった方がお受けください。

村内を巡回します。 10月25~27日

●メタボリックは、代謝の意味。

肥満 (腹囲) の人が、軽度でもた生活習慣病を2つ以上あわせ持群といい、心筋梗塞や脳卒中の危

「まだ若いから元気、健診は受してください。健診を受けること

●60代で約5%の人が、程度の差ます。

60代で脳卒中にならないために、を受けてください。

◆糖負荷・頸部工

メタボリックの該当者にお健診内容：インシュリンのどをみます。

糖負荷検査費用：2,500円 (村
頸部エコー費用：800円 (村

◆人間ドック・

国保の方を対象に、人間ド用の7割 (3万円を限度) を補各病院に直接申し込んでい場に提出してください。

◆個別健診

村内の医療機関で、基本健ができます。(村補助あり)

集団検診が受けられない方胃カメラは40代の方が個別保健師までご相談ください。

阿智高だより

vol. 9

新任校長から



阿智村民の皆様こんにちは。この度、阿智高等学校長として着任した小原隆男です。南信地方は初めてであります。歴史と自然に恵まれたこの阿智の地に着任したことを、とてもうれしく感じております。

阿智高等学校は地域の方々との交流・結びつきを大切にしながら、地域の人材育成に力を入れてきた学校であります。現在も学習やクラブ活動、生徒会活動に生徒・教職員が一生懸命取り組んでおります。これからも引き続き、本校に対するご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

入学式挙行

さる4月5日、2006年度入学式が挙行され、新たに123名の新入生が阿智校の門をくぐりました。6日には生徒会主催による新入生歓迎会が開かれ、2・3年生の先輩が、緊張の面持ちの新入生を温かく迎えてくれました。今年、我が校の3年の小林知弘君が数学科教諭・伊奈川先生と結成した「ボヤッキーず」のかけ合い漫才がことのほか好評でした。今年も生徒・教職員がそろって楽しい学校生活を展開していきそうです！



2006年度入学式

地域史の新展開

今年度入学の人間環境コースでは地域史で一風変わった授業を展開します。阿智高周辺から発掘され、校内に保管している貴重な考古的遺物を、生徒が実習の中で調査・分類・展示を行い、ミニ博物館をつくらうと計画しています。飯田地区の博物館や阿智周辺の郷土史家の方々などにもご協力をいただき、価値あるものをつくりたいと思っています。ご期待下さい。



新入生歓迎会

おでかけください

今年度は6月12日(月)・13日(火)の二日間が前期の公開授業となります。文化祭とはまた違った阿智高生の「学ぶ姿」をお見せできると思いますので、みなさんお誘いあわせの上、気軽にお立ち寄りください。お待ちしております。

今後の予定

4月	入学式 実力テスト 新入生歓迎会 PTA第1回評議員会	6月	高体連県高校総体 芸術鑑賞 公開授業 PTA第2回評議員会
5月	PTA総会 高体連南信総体 中間テスト クラスマッチ		地区PTA 期末テスト

今年度もよろしくお願い申し上げます！

Photo report [フォト・リポート]

情報化事業 竣工



昨年末より、工事を進めてきました情報化事業が、この3月末をもって工事が完了し、4月3日に関係者60人が出席して竣工式が行われました。

今回の事業により、村内の難視聴地域をなくすと共に高速通信網の整備ができ、光ファイバーを利用した、高度な情報システムを構築する基盤として利用できます。

平成17年度長野県果菜類品質向上品評会入賞



1月17日に松本市で開催された平成17年度長野県果菜類品質向上品評会（きゅうり）において、阿智村から下記の2人が授賞されました。今後の野菜産地振興のため栽培技術、経営のリーダーとしてさらなるご活躍を期待します。

長野県農業共同組合中央会長賞
原 哲夫さん（中関下）
長野県園芸作物生産振興協議会長賞
木下清伴さん（東栗矢）

村長初登庁



任期満了（2月10日）に伴う村長選挙は1月24日告示され、岡庭一雄さんが無投票3選されました。任期は平成22年2月10日までです。

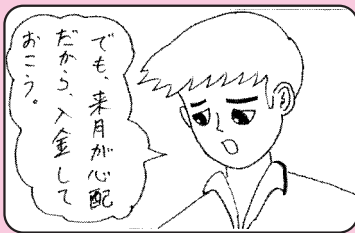
中平に公民館設置



平成17年度一般コミュニティ助成事業により、「中平公民館」が整備されました。この事業は、宝くじの助成金により、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及を目的としています。

国保税も新年度入り

年 金太郎



あぜみち

五十年前、伍和から二十戸のみなさんが熊本県八代市金剛干拓地に入植されました。有明海を埋め立てた新田でしたが、風水害や塩害等と戦いながら米作りを続けられ、また、国の米政策の影響でイグサ栽培を取り入れられ経営も好調の時がありました。今は中国からの輸入物におされて厳しい経営だと云っておられました。この地には熊本県を中心に百戸の入植があり、その内集団で他県から入植したのは伍和の人達でありました。

先日入植者の人達でつくられた集落「平和町」の五十周年記念式典が開かれ、招待状が届けられました。

三月十一日私と井原議長、小笠原村議の三名が盛大な式典に出席させていただきました。

今十九戸のみなさんが農業を営まれ、現在は入植時子どもだった方達（入植二世）が活躍されております。市や町内の要職に就かれて頑張っておられる方々に接し大変感動しました。入植時の苦労話をお聞きするにつけ、阿智村の今日の発展の陰には、村を離れて御苦労されたみなさんがいたことを忘れてはならないと思いました。（一）

「住んでいてよかった、住み続けたい地域へ」

集落再生や活性化が緊急の課題」

三月定例議会あいさつ（抜粋） 阿智村長 岡庭 一雄

（前略）1月1日を期して浪合村

との合併により「新阿智村」がスタートしました。合併したとはいえ、面積は170平方キロメートルと大きくなりましたが、人口は6,700人の小規模自治体には変わりありません。旧阿智村の既存の計画や自立プランに、旧浪合村の過疎計画等の計画を加えて地域振興を進めていくことが基本になります。

（中略）特に、両地区にとっての問題は、人口減少に歯止めがかかっていないことでもあります。浪合地区においては、住宅建設を行った地区を除く集落で極端に高齢化率が高く、人口減少に陥っています。旧阿智村においても集落ごとの人口減少に大きな差があり、集落機能の維持が不可能になる地区が早晚現われます。住んでいてよかった、住み続けたい地域への集落再生や活性化は、緊急の課題であります。（中略）

一、暮らしを豊かに

基本的な考えは、私が今回3期目に当たって提起しました「住んでいてよかったと感じ、住み続けたいと思ひ、住んでいることに誇りの持てる」村づくりに関して、暮らしや子育てについて次のように進めたいと考えます。

1、若者定住の促進

若者定住の促進は地域の持続的な発展にとって基本施策であります。

（中略）

- ・分譲住宅地造成事業の実施
 - ・若者定住住宅新增改築支援金
- #### 2、子育て支援

子育てが楽しいと感じられる村を目指して、子育て環境の整備を行います。

- ・保育料の引き下げ、未満児や障害児保育、延長保育の実施

- ・小規模保育所の利点を生かした、どの子にも行き届いた保育の実現と地域の育児センター機能の充実

・中学生までの医療費の無料化

・学童保育事業への支援

3、自立した暮らし支援

誰もが一生を終るまで、自立した暮らしができるような環境整備や支援を充実します。（中略）

・介護予防事業の充実

・生きがいデイサービスの充実

・福祉タクシー事業の継続

・共同作業所への補助

4、健康暮らし支援

健康で生き生きと暮らしたい、というのは誰しもの願いです。しかし、すべての人がそのように生きていけるものではありません。病気の予防・早期発見、機能低下防止等が健康暮らしの主な支援であります。（中略）

- ・50歳台のメタボリックシンドローム改善
- ・60歳台の脳梗塞者ゼロの推進
- ・ガンの早期発見支援

・水中運動など健康づくりの機会の拡大

- ・チャレンジゆうAchiの支援
- ・浪合診療所を地域医療の中心として位置づける

5、子供に生きる力と確かな学力を昨年より高等学校改革にかかわってきました。（中略）出産から義務教育卒業まで一貫した対応を考えなくてはならないと考えます。また、地域の高校である阿智高校についても、地域として考える機会をつくり

ます。

・子育て支援センターの充実

・保育所における保育の充実

・少人数指導の実現のための村費教員配置

・共通テストの実施

6、安全、安心な地域を

安全、安心は当たり前と考えられていた村にも、様々な問題が生じるようになりました。地域の連帯の希薄が進んだことと都市化が要因です。今一度地域の連帯を取り戻しながら、安心・安全のための地域環境の見直しが必要です。地震対策についても実践的な対策を進めます。

- ・第一小学校の耐震補強工事実施
- ・住宅の耐震診断と補強工事支援
- ・地域の安全環境の充実

二、自立できる地域経済を

(中略) 観光業については、新たに加わった浪合地区の各施設の活性化を進めながら相乗効果を発揮できる仕組みをつくるのが欠かせません。また、基盤産業である農業についても、有機肥料を活用した農業生産への関心が強まっているこの時期に、一気に販売を見通して農業振興策を進めなくてはなりません。

1、屋神温泉の活性化

行政が主導してきた「まちづくり」をはじめとする温泉地経営や誘客対応を、民間の皆さんによって自らの経営とセットで行ってもらうことが欠かせません。(中略)

- ・まちづくり支援
- ・旅行業資格の取得支援
- ・観光協会支援(補助金と職員派遣)

2、新たな観光拠点を

今後は、団塊の世代が、旅行の主力になってくることが予想されます。ただ単なる物見遊山から、旅行目的をはっきり持った旅行が主力になり

ます。その目的は歴史や文化、自然とつうことになります。(中略) 四季を通じて東山道、園原に誘客を行うために観光拠点の整備を行います。

- ・園原へ案内センターの建設
- ・道路整備

3、有機活用による農業振興

(中略) 有機活用による生産の拡大と、販売を確かなものにするのが欠かせません。販売実績を上げながら、販売戦略をうち立てるためには、行政で運営する「宮農支援センター」では限界があります。収益事業ができる組織に移行する必要があります。「有機活用農業振興会」と連絡を密にして進めます。

三、浪合地区の振興

浪合地区の振興については、現在浪合振興協議会において検討を進めていただいております。既存の施設の現状をよく分析する中で、新たな活用を模索することによって、活性化を図っていかなくてはなりません。有休農地の活用をはじめ、地域の観光資源の活用など地区のみなさんを変えた検討と実践を進めます。

四、幸せを感じる地域を

(中略) 住民主体の村づくりは、村が公共としてやらなくてはならないことを、住民の皆さんに肩代わりして頂くという趣旨ではありません。住民の皆さん一人ひとりが、この地域を担っているという実感を持って暮らしていくことのできる村づくりを目指して行くことではありませんか。(中略)

五、健全な行財政運営を

(中略) 全国一律で交付税が減額されてくることも想定し、10万人の都市と異なる6千人の村に即した自治の仕組みを、すすめなくてはならないと考えます。従来の発想にとらわれない大胆な改革を行う必要があります。(中略)

◆最後に、地方自治、住民自治を守る取り組みについて申し上げたいと思います。(中略) それぞれの小規模自治体がその地域の生き残りをかけて様々な努力をしています。そ

れは、自治体の組織を守るためではなく、そこに暮らす人々が、より人間らしく生きていくための努力であります。地球環境問題や食糧問題、産業の空洞化の問題等、現在起きている様々な問題は、「大きなものこそ尊く、効率的であることこそ大切」とされるという流れの中で起きています。当然地方は軽視される存在でありました。しかし、今我々が進めている小さくても輝く自治体づくりは、そうした流れの中で忘れ去られてきた人としての営みの中にこそ、現代の危機を乗り越える「かぎ」があり、その力は地方に潜在されていると考えて進めているものがあります。

地方からの発信が、中央を変えることになると確信しております。小規模村同士の今回の合併は、それぞれの地域において地域の自治、自律がどう高まるのが問われるものであります。このことを自覚して進まなくてはならないと考えを新たにしております。

皆様の変わらぬご支援と協働の発展をお願いして挨拶いたします。